

# これからの生活を支える保険制度

これから透析治療を受ける患者さんが、経済的に安心して治療を続けられるように、社会保険制度が用意されています。「特定疾病療養受療証」と「身体障害者手帳」の取得手続きなどを行えば、CAPD(APD)または血液透析にかかる医療費の自己負担はほとんどありません。しかし、これらの制度は、患者さんからの手続き申請が基本ですので忘れずに行いましょう。

## 1) 公費負担医療制度

公費負担医療制度(長期特定疾病療養)の申請を行い「特定疾病療養受療証」を取得すれば、患者負担の限度額を月1万円まで軽減することができます。

## 2) 障害者医療

居住地の福祉事務所に、身体障害者手帳取得の手続き申請をしてください。腎機能障害の程度は、重度のほうから1級、3級、4級の3段階の等級で表示され、透析治療が必要な状態はほとんどが1級に位置します。

身体障害者手帳の取得により、身体障害者福祉法による更生医療や重度障害者医療費助成制度、また児童福祉法による育成医療を利用し、月1万円の自己負担をさらに少なくすることも可能です。詳しくは病院のソーシャルワーカーや医師にご相談ください。